流山市分別収集計画

（第１０期：令和５年度～令和９年度）

令和４年７月

流山市

流山市分別収集計画

令和４年７月４日

１ 計画策定の意義

物質的な豊かさをもたらした大量生産、大量消費の経済社会は、大量廃棄型の社会をもたらしました。

2015年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs(エスディージーズ))」は、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、その中の一つとして「2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」という廃棄物に関係する目標は世界的にも重要視されています。

平成31年３月に策定した流山市一般廃棄物処理基本計画は、2019年から10年間を計画期間とし、「人口が増加してもごみを増やさない」という基本コンセプトを基に、ごみ減量施策を展開し、ごみの発生抑制や資源化の推進などを進めていくことを掲げています。

流山市
ごみ減量資源化キャラクター
ケ　ロ　ク　ル

流山市分別収集計画は、流山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）」第８条を遵守し、一般廃棄物の中で相当の割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、本市における容器包装廃棄物の３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、廃棄物の減量及び資源の有効利用を促進することで、本市が目指す循環型社会の形成を図るものです。

２ 基本的方向

流山市は、国勢調査（2020）において、全国792市中、５年間、かつ５年増加率が全国トップとなっています。当然、人口増加に伴い、容器包装廃棄物を含め、廃棄物の排出量も増加することが予想されますが、「人口が増加してもごみを増やさない」という基本的な考え方を基に、流山市一般廃棄物処理基本計画に掲げたごみ減量施策を展開し、ごみの発生抑制や資源化の推進などを進めていきます。

３ 計画期間

本計画の計画期間は令和５年４月を始期とする５年間とし、令和７年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

また、プラスチック製容器包装を排出される際に使用する指定収集袋も対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

見込み量は、令和３年度までの排出量の実績値と人口推計を基に算出しています。

（単位：トン）

		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
容器包装廃棄物		9,502	9,512	9,543	9,565	9,584
内訳	スチール製容器	306	307	308	309	309
	アルミ製容器	476	476	478	479	480
	無色のガラス製容器	683	684	686	688	689
	茶色のガラス製容器	530	530	532	533	535
	その他のガラス製容器	119	119	119	119	120
	飲料用紙製容器	381	382	383	384	385
	段ボール	2,358	2,360	2,368	2,374	2,378
	ペットボトル	667	668	670	671	673
	その他のプラスチック製容器包装	3,982	3,986	3,999	4,008	4,016

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、次の方策を実施します。

（１）大量廃棄からの脱却とさらなる資源化

① 発生抑制の推進

ア 意識改革

㋐ ごみ減量・資源化の啓発

ごみ減量・資源化のための具体的な方法について情報を発信するとともに、市民を対象に、講演会や施設見学会、児童への環境教育、ポスターコンクール、ガレージセールなどや廃棄物減量等推進員の

協力によるごみ出前講座を実施し、「欲しい物（Wants)」から「必要な物（Needs)」へ転換するなどの意識改革を図ります。

㋑　プラザ館の活用（啓発）

小学生のクリーンセンターの社会科見学や夏休み期間中における小・中学生を対象とした子供向け講座を開催し、環境教育とごみ減量・資源化意識の向上に努めます。

㋒　廃棄物減量等推進員制度の有効活用

「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第８条により、各地域から推薦された方を廃棄物減量等推進員に委嘱し、地域の実情に合わせたごみの減量・資源化を図ります。

イ　発生抑制

㋐　事業系ごみの減量

事業系ごみの減量・資源化及び適正処理を図るため、多量排出事業者にごみ減量計画書の提出を義務付づけていますが、さらに必要な指導を行います。

㋑　マイバッグの利用促進

不要なレジ袋の削減を図るため、ホームページや広報等でマイバッグの利用を呼びかけます。

㋒　民間回収ルートの活用

事業者（リサイクル推進店含む）による資源（ペットボトル、段ボール、トレイや紙パックなど）の回収について、ホームページや広報等で周知し、有効活用するよう呼びかけます。

㋓　指定袋の導入

容器包装プラスチック類の減量及びリサイクル率の向上を目指し、令和４年４月から容器包装プラスチック用の指定ごみ袋を導入したが、これが定着するようにさらに市民に周知し、協力を求めて行きます。

ウ　再使用・再利用

㋐　フリーマーケットの開催支援

市が主催するガレージセールをより魅力あるものとするようにして、さ　らなるごみの減量化に努めるとともに、市民が開催するフリーマーケットの情報をホームページや広報等で引き続き幅広く周知していきます。

㋑　環境物品等の購入の推進

再生品の表示（エコマーク、グリーンマーク、PET ボトル再利用品マーク等）のある製品を市の広報等で具体的に情報提供します。

② 資源化の推進

ア　市民が進めるリサイクル

㋐　分別排出の徹底・分別方法の見直し

ごみ発生量の削減を進めるとともに、どうしても排出せざるを得ないごみについては、分別排出を徹底し、資源化を推進するため「家庭ごみの出し方・分け方」のパンフレットを作成するとともに、ごみ分別の負担軽減を考慮し、分別名称の変更や分別方法を見直し、分かりやすい形で市民に情報提供できるよう「家庭ごみ収集曜日カレンダー」を全戸配布します。

㋑　集団回収の適正支援

集団回収を推進するため、リサイクル団体や回収業者に対しての支援を継続して実施していきます。

イ　事業者が進めるリサイクル

㋐　事業責任によるリサイクルの促進

事業系ごみの減量・資源化及び適正処理を図るため、多量排出事業者に　ごみ減量計画書の提出を義務付づけていますが、まだリサイクルできるものがごみに含まれていることから、さらに事業系ごみのリサイクルを促進していきます。

㋑　職員の意識の向上

流山市役所もごみ排出事業者であり、排出されたごみは、分別を徹底し、資源化を進めます。

ウ　市が進めるリサイクル

㋐　プラスチックごみの分別徹底と再資源化

「容器包装プラスチック類」と燃やさないごみに含まれる「その他プラスチック類」の分別について周知徹底します。また、リサイクル館に搬入された「容器包装プラスチック類」をさらに有効利用するため、実態に即した施設改修を行い、資源化率向上を図ります。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集に係る分別の区分は、下表の右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	−

<table>
<tr><td colspan="2">主としてアルミ製の容器</td><td rowspan="4">（集団回収のみで対応）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主としてガラス製の容器</td><td>無色のガラス製容器</td></tr>
<tr><td>茶色のガラス製容器</td></tr>
<tr><td>その他のガラス製容器</td></tr>
<tr><td colspan="2">主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）</td><td>－
（集団回収のみで対応）</td></tr>
<tr><td colspan="2">主として段ボール製の容器</td><td>－
（集団回収のみで対応）</td></tr>
<tr><td colspan="2">主として紙製の容器包装であって上記以外のもの</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの</td><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td colspan="2">主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの</td><td>プラスチック製容器包装
※プラスチック製容器包装を収集する際に使用する指定収集袋を含む。</td></tr>
</table>

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

当市における特定分別基準適合物等の回収量の見込みは、以下のとおりです。

【特定分別基準適合物の回収量の見込み】　　　　　　　　　（単位：トン）

容器包装廃棄物の種類		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
主としてスチール製の容器		306	307	308	309	309
主としてアルミ製の容器		476	476	478	479	480
無色のガラス製容器	合　計	683	684	686	688	689
	引渡量	－	－	－	－	－
	独自処理量	683	684	686	688	689
茶色のガラス製容器	合　計	530	530	532	533	535
	引渡量	－	－	－	－	－
	独自処理量	530	530	532	533	535

その他の色のガラス製容器	合　計	119	119	119	119	120
	引渡量	－	－	－	－	－
	独自処理量	119	119	119	119	120
主として紙製の容器であって飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		381	382	383	384	385
主として段ボール製の容器		2,358	2,360	2,368	2,374	2,378
主として紙製の容器であって上記以外のもの	合　計	－	－	－	－	－
	引渡量	－	－	－	－	－
	独自処理量	－	－	－	－	－
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合　計	391	391	392	393	394
	引渡量	－	－	－	－	－
	独自処理量	391	391	392	393	394
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合　計	1,616	1,617	1,623	1,626	1,630
	引渡量	1,616	1,617	1,623	1,626	1,630
	独自処理量	－	－	－	－	－
（うち白トレイ）	合　計	－	－	－	－	－
	引渡量	－	－	－	－	－
	独自処理量	－	－	－	－	－

9　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度の分別基準適合物の収集実績に人口変動率を掛け、各品目の原単位から求める。

【算定式】　原単位×各年度人口×年度日数／$１０^{６}$

なお、各年度の将来人口は、流山市総合計画（2020 年 3 月策定）の将来推計人口に伸び率を求め推計した。

年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
人口(4 月 1 日)	210,247 人	212,587 人	213,379 人	214,095 人	214,568 人

10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項　　　（法第8条第2項第5号）

分別収集に係る基本的な事項は、下表のとおりです。

容器包装廃棄物の種類	分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製の容器	空きびん・空き缶	住民団体による集団回収、公共施設拠点回収	民間業者
アルミ製の容器			
ガラス製の容器（無色）			
ガラス製の容器（茶色）			
ガラス製の容器（その他色）			
紙製の容器（飲料用）	紙パック（飲料用）		
段ボール製の容器	段ボール		
ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	市 （委託）
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 ※プラスチック製容器包装を排出する際に使用する指定収集袋を含む。		

11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集に係る施設の整備に関する事項は、下表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類	分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製の容器	空きびん・空き缶	麻袋	平ボディ及びパッカー車	民間業者
アルミ製の容器				
ガラス製の容器（無色）				
ガラス製の容器（茶色）				
ガラス製の容器（その他色）				
紙製の容器（飲料用）	紙パック（飲料用）	結束		
段ボール製の容器	段ボール			

ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	リサイクルプラザ・リサイクル館（選別・圧縮）
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 ※プラスチック製容器包装を排出する際に使用する指定収集袋を含む。			

12　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（１）集団回収

本市では、資源物の回収について、平成２４年度に行政回収を廃止し、再資源化に大きな役割を果たす集団回収へ一元化し、容器包装廃棄物（空きびん・空き缶、紙パック（飲料用）、段ボール）について活動団体に対し報償金を、回収業者に対しては奨励金をそれぞれ支給しています。